

大阪市福祉局
生活保護医療適正受診推進担当職員 募集要項

1 業務内容

各区保健福祉センターに勤務し、

- ① 健康管理支援事業に関する業務
- ② 医療扶助適正化の推進に関する業務
- ③ ①②に関する医療機関からの請求（レセプト）内容の点検、資料作成、ケースワーカー等への助言及び被保護者への支援、その他事務補助（※1）等

※1 その他事務補助とは、所属課内で発生する軽微な事務作業（書類整理・郵便物仕訳・電話対応等）を指します。

2 応募資格

(1) 令和8年6月1日現在、次の①・②のいずれかに該当し、かつ③に該当する者

- ① 保健師資格を有する者
- ② 看護師資格（准看護師資格は除く）を有する者
- ③ OA機器の操作や、Word・Excel等を使用して文書作成・集計作業等ができる者（資格不問）

(2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法（抜粋）

[欠格条項]

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 採用候補者登録予定人員及び期間

- 1 名程度 令和8年6月1日～令和9年3月31日

4 勤務条件等

(1) 勤務場所 各区保健福祉センター生活保護業務主管課又は福祉局生活福祉部保護課のいずれか

(2) 勤務日等 勤務日：月～金曜日のうち週4日

勤務時間：1日7時間30分×週4日＝週30時間

休憩時間：12時15分から13時00分（45分）

- (3) 休 暇 年次有給休暇（12日）、その他特別休暇
- (4) 雇用期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日
（※勤務実績に応じて再度任用の場合があります（2回まで最長2年10カ月）。）
- (5) 報 酬 額 月額205,784円～251,140円（年額：2,057,840円～2,511,400円）
- (6) 手 当 等 期末・勤勉手当、交通費の支給あり
- (7) 社会保険 共済組合（短期組合員）※1、厚生年金保険※2、雇用保険
※1 75歳以上の者は後期高齢者医療制度の被保険者となるため適用されません。
※2 70歳以上の者を除く。ただし、高齢任意加入被保険者はこの限りではありません。
- (8) 服 務 ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。
- (9) その他 受験資格がないこと及び申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

5 選考方法

- (1) 第1次試験：筆記（論文）審査
- (2) 第2次試験：口述（面接）審査

6 第2次選考日時及び選考会場

日 時：令和8年4月28日（火）（予定）

場 所：大阪市役所（予定）

（※ 詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知します。）

7 申込方法

次の書類等を書留にて送付してください。（※持参不可）

なお、書類に不備がある場合は選考試験を受験できないことがあります。

(1) 採用申込書 1通

注1. 採用申込書には、過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。

注2. 採用申込書は、本市所定の様式（必ずA4両面印刷とすること）に限ります。

注3. 職歴欄等が不足した際は、採用申込書を追加で印刷し記載してください。

注4. 採用申込書の様式は、後掲の申込書送付先（大阪市役所2階）まで受け取りに来ていただくか、大阪市役所ホームページから取得してください。

注5. 採用申込書は、ボールペン等を使用して記載してください。（消すことができるボールペンや鉛筆等は不可。）

注6. 記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 小論文（自筆のみ）

注1. 小論文は所定の様式（A4片面印刷）に限ります。後掲の申込書送付先（大阪市役所2階）まで受け取りに来ていただくか、大阪市役所ホームページから取得してください。（問題用紙は提出不要です。）

注2. ボールペン等を使用して記載してください。（消すことができるボールペンや鉛筆等は不可。）

(3) 「第1次試験結果及び受験案内」送付用の定型封筒（長型3号） 1通

注. 封筒には必ず宛先を記載のうえ、110円分の切手を貼付してください。

- (4) 応募資格が確認できる書類（資格免許状等）の写し 1通
- (5) 申立書 1通

8 受付等

- (1) 締切日 令和8年4月16日（木）必着
- (2) 送付先 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市 福祉局 生活福祉部 保護課 医療グループ

※「生活保護医療適正受診推進担当職員採用申込書在中」と朱書した封筒に入れて送付してください。

9 受験案内の送付

第2次試験の時間等の詳細は、令和8年4月21日（火）頃に発送する受験案内により受験者本人宛てに通知します。

なお、令和8年4月24日（金）の午前中までに受験案内が届かない場合は、末掲の「12 問い合わせ先」に連絡してください。

10 合否結果の通知

(1) 第1次試験（筆記審査）結果の発表

試験結果は合否に関わらず、令和8年4月21日（火）頃に受験者本人あてに通知文書を発送します。

なお、合格者あて通知には、第2次試験にかかる「受験案内」を同封します。

(2) 第2次試験（口述審査）結果の発表

試験結果は合否に関わらず、令和8年5月11日（月）頃に受験者本人あてに通知文書を発送します。

(3) その他

- ・試験結果は、受験者全員に通知します。
- ・合格者は、採用者候補者名簿に登載され、当該名簿に登載された者の中から採用予定者を決定します。
- ・採用候補者名簿の登載者のうち採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等欠員が生じた場合に、その都度採用予定者とします。なお、採用者候補者名簿の登載期間は令和9年3月31日までです。
- ・本人から採用日を指定することはできません。
- ・連絡した時点で本人の理由により採用を辞退された場合は、その時点で上記登録簿から削除となります。
- ・登録者の内、令和8年6月1日採用予定の方には合格発表と同時に採用を連絡し、以降の採用は採用予定日の概ね1ヶ月前に連絡します。
- ・欠員状況によっては、生活保護医療適正受診推進担当職員候補者登録簿に登載されても採用されない場合があります。

11 その他

この試験において提出された書類等は、受付後はいかなる理由があっても返却しません。なお、

受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

12 問い合わせ先

大阪市 福祉局 生活福祉部 保護課 医療グループ

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話番号 06-6208-8089